

S N A 関連事項の検討結果

事 項	平成 23 年産業連関表での扱い	課題（2008 S N A における位置づけなど）	平成 27 年産業連関表での対応
①仲介貿易 ※仲介国の財の輸出に計上	特殊貿易として、仲介貿易に係る国際収支統計（公表データ）「サービス収支」－「その他営利業務」－「仲介貿易・その他貿易関連」について、これが「仲介貿易ネット受取額」と「代理店手数料」から構成されるとして、 <u>「代理店手数料」に相当する分のみをコスト商業の輸出に計上。</u>	2008 S N A では、仲介貿易の対象となる財について、 <u>仲介料のサービスの貿易としての記録を取りやめ、仲介国が取得した際に「負の輸出」を、処分した際に「正の輸出」を記録</u> することが提唱されている（「国際収支統計」（B P M 6 準拠）と整合的）。	国際収支統計における「 <u>仲介貿易商品</u> 」の正の輸出及び負の輸出の合計額を、コスト商業として「卸売」部門の「 <u>輸出（特殊貿易）</u> 」部門に一括して計上し、国内生産額に含める。 ↓ （理由） 貿易統計において、通関を経由しない仲介貿易について捕捉しておらず、ほかにも財別の仲介貿易に関する基礎資料がないことから、財の輸出に計上することが難しいため。
②加工貿易 ※所有権が移転しない場合は加工賃のみサービスの輸出入に計上	貿易統計を用いて <u>普通貿易として記録。</u>	93 S N A では、輸出と輸入の所有権移転ベースの記録の例外として、財の輸出入とされていたが、2008 S N A では、 <u>加工賃の受払をサービスの輸出入として記録</u> することが提唱されている（「国際収支統計」（B P M 6 準拠）と整合的）。	平成 27 年表でも 貿易統計を用いて「 <u>輸出（普通貿易）</u> 」部門、「 <u>（控除）輸入（普通貿易）</u> 」部門に記録する。 ↓ （理由） 国際収支統計では財ごとのデータが得られず、貿易統計のデータを用いて、産業連関表の各列部門から加工用財貨分を控除することが難しいため。

事 項	平成 23 年産業連関表での扱い	課題（2008 S N Aにおける位置づけなど）	平成 27 年産業連関表での対応
③所有権移転費用の扱いの精緻化 ※所有権移転に係る手数料等を資本形成	「不動産仲介・管理業」部門において、所有権移転に関する費用を <u>中間消費として扱っている</u> 。	2008 S N Aでは、資産の取得・処分に係る所有権移転費用の対象について明確化され、また、その発生時に <u>総固定資本形成として計上</u> することが提唱されている。	「不動産仲介・管理業」部門のうち、売買仲介手数料に当たる生産額は、 <u>国内総固定資本形成に産出</u> する。 「法務・財務・会計サービス」部門において、所有権移転費用に該当する費用について明確な切り分けが可能な場合、 <u>国内総固定資本形成として計上</u> すべく検討を行う。
④娯楽・文学等の原本及びこれに係る著作権等使用料の扱い ※娯楽・文学作品等も資本形成、著作権使用料も生産に計上	著作権等使用料については、生産額を C T に <u>計上していない</u> 。	2008 S N Aでは、固定資産である知的財産生産物の範囲として、R & D、コンピュータソフトウェア、鉱物探査・評価、娯楽・文学・芸術作品等を挙げている。 なお、平成 23 年基準 J S N Aでは、娯楽作品等については、基礎統計の制約により、知的財産生産物の範囲に含めていない。著作権等使用料は、基本的に財産所得の受払いとして記録している。	投入調査の結果を参考にしつつ、 <u>次回平成 32 年表での導入に関して検証を行う</u> 。 具体的には、映像作品、音楽作品、文学作品（漫画を含む）等に係る著作権使用料等を把握する（投入調査で検証する予定）。
⑤雇用者ストックオプション及び確定給付型企业年金の受給権 ※雇用者所得に雇用者ストックオプションを計上、また、確定給付型企业年金の受給権を発生ベースで計上	雇用者ストックオプション →雇用者所得に <u>計上していない</u> 確定給付型企业年金の受給権 →雇用者所得のうち、 <u>厚生年金基金を「社会保険（雇用主負担）」部門に、厚生年金基金の上乗せ給付に係る掛金及び確定給付型企业年金への掛金を「その他の給与及び手当」部門に含めている</u> 。	2008 S N Aでは、雇用者ストックオプションの価値を雇用者報酬（現物の賃金・俸給）に、また、確定給付型企业年金について、雇用者が追加的に勤務したことへの対価としての受給権の増分を雇用者報酬（雇主の社会負担）に記録することが提唱されている。	株式購入権の新規付与額を推計し、「その他の給与及び手当」部門に計上する。 雇用者所得のうち、「社会保険（雇用主負担）」部門に含めていた厚生年金基金並びに「その他の給与及び手当」部門に含めていた厚生年金基金の上乗せ給付に係る掛金及び確定給付型企业年金への掛金に替えて、確定給付型企业年金に係る勤務費用相当分及び当該年金制度運用に係る費用（年金制度の手数料）を「その他の給与及び手当」部門に含める。

事 項	平成 23 年産業連関表での扱い	課題（2008 S N Aにおける位置づけなど）	平成 27 年産業連関表での対応
⑥ディーラー・マージン ※金融サービスとして計上	<u>計上していない。</u>	2008 S N Aでは、金融資産の売買時にディーラーによって課される「 <u>暗黙の手数料</u> 」もサービス料（ <u>金融サービスの産出</u> ）であることが明示されている。	「民間金融（手数料）」部門の生産額に、 <u>暗黙の手数料を含める</u> 。基礎統計の制約から、国際収支統計で捕捉される海外との債券売買に係るマージン分のみを対象とする。
⑦防衛装備品支出の国内総固定資本形成及び原材料在庫純増への計上 ※戦車等を資本形成、弾薬等を在庫純増として計上	防衛装備品への支出はいずれも「公務（中央）」部門の <u>中間投入として記録</u> 。	2008 S N Aでは、 <u>戦車や艦艇等は</u> 、政府による防衛サービスの生産に継続的に使用されるものとして、 <u>これに対する支出を総固定資本形成に</u> 、また、1 回限り使用される <u>弾薬等について、その増減分を在庫変動として記録</u> することが提唱されている。	防衛省の戦車や排水トン表示船舶等については、 <u>産出先として「国内総固定資本形成（公的）」部門に計上</u> する。 また、 <u>1 回限り使用される弾薬類の純増分を「原材料在庫純増」部門に計上</u> する。
⑧定型保証 ※偶発性はあるが多数発行される保証を生産として計上	<u>計上していない。</u>	93 S N Aでは偶発性のある資産は全て記録の対象外。2008 S N Aでは、偶発性のある保証のうち、大数の法則が働く同一の方針に沿って多数発行されるもの（ <u>定型保証</u> ）は、 <u>非生命保険と同様の形で、産出・消費を記録</u> することが提唱されている。	住宅ローン保証等の定型保証について、「 <u>受取保証料＋財産運用純益－債務肩代わり</u> 」の計算式により生産額を求め、 <u>「損害保険」部門の生産額に含める。</u>

事 項	平成 23 年産業連関表での扱い	課題（2008 S N Aにおける位置づけなど）	平成 27 年産業連関表での対応
⑨中央銀行の産出 ※金融政策サービスは一般政府が最終消費支出に計上	生産額から手数料収入を除く部分（非市場産出分）の配分先は、 <u>金融機関の中間投入</u> とする。	2008 S N Aでは、中央銀行の産出を①金融仲介（F I S I M：市場）、②金融政策サービス（非市場）、③その他（市場又は非市場）に分け、非市場産出分は、生産費用の合計で計測している。 <u>非市場産出分は、一般政府が最終消費支出するものとして記録</u> することが提唱されている。	<u>生産額から手数料収入を除く部分（非市場産出分）の配分先を、従来の金融部門から「公務（中央）★★」部門の中間投入に変更</u> することにより、生産費用の合計から算出する「公務（中央）★★」部門の国内生産額は増加し、この増加分は、「中央政府集散的消費支出」部門に記録される。
⑩特許等サービスの取扱い ※生産として計上	財産所得とみなし、取引基本表に含めていない。	2008 S N Aでは、R & Dの成果たる特許実体に係る特許契約について、ライセンサーからライセンサーへの支払（以下、特許等サービス）は、 <u>サービス又は資産の取得に関する支払として記録</u> することが提唱されている。	平成 27 年表では、取引 <u>基本表</u> における <u>導入を見送り</u> 、参考表を作成する方向で検討する。 ↓ （理由） 基礎資料の制約から、特許等サービスの利用料の生産額を推計することや詳細な部門別に計上することが困難であるため。取引基本表の公表後に参考表を作成することとし、次々回の検討の材料を収集する。
⑪政府諸機関の格付け	<u>93 S N Aの改定で示された判断基準に則して格付を見直した。</u>	産業連関表と内閣府が作成する国民経済計算との <u>格付けが一致していない機関がある。</u>	社会保障基金に該当しない年金基金、自動車安全特別会計（自動車検査登録勘定）等、平成 27 年表と平成 23 年基準国民経済計算の格付けを <u>可能な限り整合化</u> した。平成 32 年表に向けては、2008 S N A及び次回基準国民経済計算との更なる整合性を図るべく引き続き調整を行う。

事 項	平成 23 年産業連関表での扱い	課題（2008 S N Aにおける位置づけなど）	平成 27 年産業連関表での対応
⑬政府手数料 ※政府手数料は、間接税から公務など政府サービス生産者への支払いに計上	<u>間接税に含めて計上</u> している。	93 S N Aにおいて、政府手数料等は「財貨・サービスの購入」に分類が変更されたため、内閣府が作成する国民経済計算においても政府手数料等を「 <u>財貨・サービスの購入</u> 」に分類 している。	平成 23 年表では〔行〕「間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」部門に含まれていた政府手数料等（強制的手数料、電波利用料収入料及び許可料（道路整備特別会計））を〔行〕「 <u>公務（中央）★★</u> 」部門及び〔行〕「 <u>公務（地方）★★</u> 」部門に含める。
⑬建設補修の一部（建築物リフォーム・リニューアル工事）の国内総固定資本形成への計上 ※大修繕、改装、改修は総固定資本形成に計上	「建設補修」部門の産出には、「維持・修理」（中間消費）及び「改装・改修」（総固定資本形成）に該当するものも含まれているが、 <u>全て中間消費として反映</u> されている。	2008 S N Aでは、 <u>固定資産の定期的な維持、修理は中間消費に、大修繕、改装あるいは改修は総固定資本形成として記録</u> することが提唱されている。	建築物リフォーム・リニューアル調査の結果を考慮し、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、 <u>建築物の維持・修理については中間消費、機能向上や耐用年数の向上を伴う改装・改修については国内総固定資本形成に計上</u> することを検討する。

事 項	平成 23 年産業連関表での扱い	課題（2008 S N Aにおける位置づけなど）	平成 27 年産業連関表での対応
⑭ 自社開発ソフトウェア ※社内開発されたものも総固定資本形成として計上	自社内で開発されるソフトウェアに係る開発経費については、各列部門の <u>投入構造の中に含めて計上</u> している。	93 S N A以降において、コンピュータソフトウェアの新設分については、市場で購入されたもののみならず、社内開発されたものも、<u>総固定資本形成として記録</u> することが提唱されている。	<u>取引基本表には導入せず</u>、その公表後に、取引基本表などを用いて参考表を作成する。 ↓ （理由） ① 各部門から自社開発ソフトウェア活動を特定する必要があるところ、人件費について、ソフトウェア従事者の人件費自体は基礎統計から部門ごとに一定の精度による推計ができるが、このうち自社開発ソフトウェア活動分を特定するために各部門の自社開発ソフトウェアの従事割合など一定の前提に基づく推計が必要であり、詳細な部門別の推計が難しい。 ② 人件費以外についても、現状では産業連関表自体の情報サービス業の投入額自体を用いた推計が必要である。 ③ 企業会計ベースからの推計についても、ソフトウェア業以外では自社開発ソフトウェアの計上を行っていないのではないかとの指摘があり、各部門の把握が難しい。

事 項	平成 23 年産業連関表での扱い	課題（2008 S N Aにおける位置づけなど）	平成 27 年産業連関表での対応
⑮研究開発（R & D）の国内総固定資本形成への計上 ※当期に生産された研究開発について、国内総固定資本形成として計上	「企業内研究開発」部門や「学術研究機関」部門の産出を、各列部門の中間投入等に記録し、総固定資本形成には計上していない。	2008 S N Aでは、R & Dへの支出（フロー）について、原則として、93 S N Aのように中間消費でなく、<u>総固定資本形成に記録</u>することが提唱されている。その蓄積の結果であるストックは固定資産（内訳としては知的財産生産物）として記録。 平成 23 年基準 J S N Aの考え方は以下のとおり ○市場生産者の「学術研究機関」 ⇒従来から産出されていた R & D 産出額の需要先を、中間消費から総固定資本形成に変更。 ○企業内研究開発 ⇒従来は産出されていなかった R & D 産出額を、R & D に要した費用の合計により推計し計上するとともに、需要先として、同額を総固定資本形成に記録。 ○非市場生産者 ⇒非市場生産者の産出額を、非市場サービス分と R & D 産出分に分割し、後者の需要先を政府・対家計民間非営利団体最終消費支出から総固定資本形成に変更。R & D 資産から発生する固定資本減耗を、政府・対家計民間非営利団体最終消費支出に記録。	当期に生産された R & D について、平成 23 年表まで主に中間消費や政府・非営利消費支出とされていたことを変更し、<u>国内総固定資本形成として計上</u>する。これにより、過去から蓄積されたストックとしての研究開発資産から発生する資本減耗引当を付加価値として計上する。 資本減耗引当は、恒久棚卸法により、E U などの動向も踏まえ、平均使用年数 9 ～15 年の定率法で推計する。